

矢吹町文化・スポーツ振興基金条例(平成8年3月18日条例第19号)

最終改正:

改正内容:平成8年3月18日条例第19号 [平成22年11月30日]

○矢吹町文化・スポーツ振興基金条例

平成8年3月18日条例第19号

矢吹町文化・スポーツ振興基金条例
(設置)

第1条 矢吹町文化・スポーツ振興条例の規定に基づき、町民の文化・スポーツに必要な財源を確保するため、矢吹町文化・スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金には、町長が必要と認めた額及び寄付金を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、文化・スポーツ振興事業に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、文化・スポーツ振興のため必要な財源に充てる場合に限り処分することができる。

(運営委員会)

第6条 基金とその収益を適正に運用するため、矢吹町文化・スポーツ振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、12名以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員がその職務を行うための報酬及び費用弁償は、矢吹町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年矢吹町条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。